

I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

新

附 則（平成23年1月28日西企営第155号）
（実施期日）
第1条 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
（経過措置）
第2条 （略）
第3条 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

1 契約者回線又は1 装置ごとに月額

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5－1、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格4,158円)	4,210円 (税込価格4,420.5円)
	料金表第1表第1類第1の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格3,843円)	3,910円 (税込価格4,105.5円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格3,528円)	3,610円 (税込価格3,790.5円)

附 則（平成23年1月28日西企営第155号）
（実施期日）
第1条 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
（経過措置）
第2条 （略）
第3条 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

1 契約者回線又は1 装置ごとに月額

品目及び細目	料 金 額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5－1、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン3	3,960円 (税込価格4,158円)	4,210円 (税込価格4,420.5円)

新旧対照

旧				新			
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン2-2の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,310円 (税込価格 3,475.5円)				
メニュー5-2の 100Mb/sのカテゴリ ー3-1のプラン・ミニのグ レード1、200Mb/sのプ ラン・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ミ ニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,110円 (税込価格 4,315.5円)	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ ー3-1のプラン・ミニのグ レード1、200Mb/s のプラン・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ミニ	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,110円 (税込価格 4,315.5円)	
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン1の適用 を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)	3,810円 (税込価格 4,000.5円)				
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン2-1の 適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)	3,510円 (税込価格 3,685.5円)				
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン2-2の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,210円 (税込価格 3,370.5円)				

2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適用期間		料金額
メニュー5-1の 100Mb/sのプラン 4若しくはプラン 5-1、200Mb/s 若しくは1 Gb/sの プラン3	1	そのIP通信網サービスの提供 開始日から起算して2か月間	0円
	2	1欄の適用 期間が満了する 日の翌日からそのIP通 信網サービスの 提供開始日 を含む料金月 の13か月後の 料金月の末日	3,960円 (税込価格 4,158円)
		下記以外の場合 料金表第1表第1 類第1の1(適用) の(21)欄に規定す る複数回線同時利 用プラン1の適用	3,660円 (税込価格 3,843円)

2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適用期間		料金額
メニュー5-1の 100Mb/sのプラン 4若しくはプラン 5-1、200Mb/s 若しくは1 Gb/sの プラン3	1	そのIP通信網サービスの提供 開始日から起算して2か月間	0円
	2	1欄の適用期間が満了する日の 翌日からそのIP通信網サービスの 提供開始日を含む料金月の13か 月後の料金月の末日まで	3,960円 (税込価格 4,158円)

新旧対照

旧				新			
	まで	を受けている場合					
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)				
	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,420.5円)		3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円 (税込価格 4,420.5円)	
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,105.5円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,790.5円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,475.5円)				
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円	
	5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)		5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の	3,960円 (税込価格 4,158円)	
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)				

新旧対照

旧				新			
3 (略) 第4条 ～ (略) 第13条	料金月の末日 まで	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)				
	6 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,315.5円)	6 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円 (税込価格 4,315.5円)		
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,000.5円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－1の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,685.5円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－2の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,370.5円)				

3 (略)

第4条

～ (略)

第13条

	6 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円 (税込価格 4,315.5円)

3 (略)

第4条

～ (略)

第13条

新旧対照

旧				新			
附 則（平成23年5月31日西企第26号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 （略） 第3条 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、）については、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。				附 則（平成23年5月31日西企第26号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。 （経過措置） 第2条 （略） 第3条 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、）については、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。			
1 契約者回線又は1 装置ごとに月額				1 契約者回線又は1 装置ごとに月額			
品目及び細目	区 分	料 金 額		品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間			提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5－1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,210円 (税込価格 4,420.5円)	メニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5－1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3		3,960円 (税込価格 4,158円)	4,210円 (税込価格 4,420.5円)
	料金表第1表第1類第1の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)	3,910円 (税込価格 4,105.5円)				
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)	3,610円 (税込価格 3,790.5円)				
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,310円 (税込価格 3,475.5円)				

新旧対照

旧				新			
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ３－１のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,110円 (税込価格 4,315.5円)	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ３－１のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,110円 (税込価格 4,315.5円)	
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン1の適用 を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)	3,810円 (税込価格 4,000.5円)				
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン２－１の 適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)	3,510円 (税込価格 3,685.5円)				
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン２－２の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,210円 (税込価格 3,370.5円)				

2 前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年1月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

品目及び細目	適用期間		料金額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン4若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1	そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円
	2	1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円 (税込価格 4,158円)
		料金表第1表第1類第1の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)

2 前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年1月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

品目及び細目	適用期間		料金額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン4若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1	そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円
	2	1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円 (税込価格 4,158円)

新旧対照

旧				新			
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)				
	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,420.5円)		3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円 (税込価格 4,420.5円)	
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,105.5円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,790.5円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,475.5円)				
	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円		メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円
	5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)		5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円 (税込価格 4,158円)	
同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合		3,660円 (税込価格 3,843円)					

新旧対照

旧				新				
	料金月の末日 まで	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)					
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)					
	6 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,315.5円)	6 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円 (税込価格 4,315.5円)			
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,000.5円)					
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,685.5円)					
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,370.5円)					
	3 (略)				3 (略)			
	第4条 ～ (略)				第4条 ～ (略)			
第10条				第10条				
附 則 (平成23年9月30日西企営第99号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 (略) 第3条 平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ (その終				附 則 (平成23年9月30日西企営第99号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 (略) 第3条 平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ (その終				

新旧対照

旧				新			
端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、ます。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、ます。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2－5－1 (1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用し、ます。 ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りであり、ません。				端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、ます。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、ます。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2－5－1 (1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用し、ます。 ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りであり、ません。			
1 契約者回線又は 1 装置ごとに月額				1 契約者回線又は 1 装置ごとに月額			
品目及び細目	区 分	料 金 額		品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間			提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5－1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)	メニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5－1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)		料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2－1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2－1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2－2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2－2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
メニュー 5－2 の 100Mb/s のカテゴリ 3－1 のプラン	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)	メニュー 5－2 の 100Mb/s のカテゴリ 3－1 のプラン・ミニのグレード 1、200Mb/s のプラン・ミニ又は 1 Gb/s のプラン・ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)

新旧対照

旧

ン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン1の適用を受けている場合		3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン2-1の適用を受けている場合		3,360円 (税込価格 3,626.8円)	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン2-2の適用を受けている場合		3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適用期間		料金額	
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円	
	2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	
		料金表第1表第1類第1の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	
同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合		3,360円 (税込価格 3,628.8円)		

新

2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適用期間		料金額	
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円	
	2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで		3,960円 (税込価格 4,276.8円)	

新旧対照

旧				新			
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)				
	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)		3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円 (税込価格 4,546.8円)	
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)				
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円
	5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)		5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)				

新旧対照

旧				新			
	6	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)			
			下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,438.8円)			
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,114.8円)	6	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,790.8円)			
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,466.8円)			
3 (略)				3 (略)			
第4条 ～ (略)				第4条 ～ (略)			
第7条				第7条			
附 則 (平成24年1月31日西企営第152号) (実施期日)				附 則 (平成24年1月31日西企営第152号) (実施期日)			
第1条 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。 (経過措置)				第1条 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。 (経過措置)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
第3条 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ(その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I				第3条 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ(その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I			

新旧対照

旧				新		
P通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年9月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。 1 契約者回線又は1 装置ごとに月額				P通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年9月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。 1 契約者回線又は1 装置ごとに月額		
品目及び細目	区 分	料 金 額		品目及び細目	料 金 額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5－1、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)	メニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5－1、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン3	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	料金表第1表の1（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)			
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)			
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)			
メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3－1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)	メニュー5－2の100Mb/sのカテゴリ－3－1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ミニ	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,810円 (税込価格 4,114.8円)			
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,626.8円)	3,510円 (税込価格 3,790.8円)			

新旧対照

旧				新			
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン2-2の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,210円 (税込価格 3,466.8円)				
2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。 ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。				2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。 ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。			
品目及び細目	適用期間		料金額	品目及び細目	適用期間		料金額
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円
	2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)		2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで		3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		料金表第1表の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)				
	3 2欄の適用期間が満了する日の翌日か	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)		3 2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か		4,210円 (税込価格 4,546.8円)

新旧対照

旧				新			
	らその I P 通 信網サービス の提供開始日 を含む料金月 の25か月後の 料金月の末日 まで	同欄に規定する複 数回線同時利用プ ラン1の適用を受 けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)		月後の料金月の末日まで		
		同欄に規定する複 数回線同時利用プ ラン2-1の適用 を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)				
		同欄に規定する複 数回線同時利用プ ラン2-2の適用 を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)				
メニュー5-2の 100Mb/sのカテゴリ ー3-1のプラン・ミニ のグレード1、200Mb/s のプラン・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供 開始日から起算して2か月間		0円	メニュー5-2の 100Mb/sのカテゴリ ー3-1のプラン・ミニ のグレード1、200Mb/s のプラン・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供 開始日から起算して2か月間		0円
	5 1 欄の適用 期間が満了する 日の翌日からその I P 通 信網サービスの 提供開始日 を含む料金月 の13か月後の 料金月の末日 まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)		5 1 欄の適用期間が満了する日の 翌日からその I P 通信網サービスの 提供開始日を含む料金月の13か 月後の料金月の末日まで		3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		同欄に規定する複 数回線同時利用プ ラン1の適用を受 けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)				
		同欄に規定する複 数回線同時利用プ ラン2-1の適用 を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)				
		同欄に規定する複 数回線同時利用プ ラン2-2の適用 を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)				

新旧対照

旧				新				
3 ～ (略) 5 第4条 ～ (略) 第12条	6	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,438.8円)	3 ～ (略) 5 第4条 ～ (略) 第12条	6	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,114.8円)				
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,790.8円)				
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,466.8円)				

附 則 (平成24年5月31日西企営第22号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 (略) 第3条 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ(その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。				附 則 (平成24年5月31日西企営第22号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 (略) 第3条 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ(その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。		
---	--	--	--	---	--	--

新旧対照

旧				新			
ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年1月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りでありません。 1 契約者回線又は1装置ごとに月額				ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年1月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。 1 契約者回線又は1装置ごとに月額			
品目及び細目	区 分	料 金 額		品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間			提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	料金表第1表の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)		料金表第1表の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,810円 (税込価格 4,114.8円)		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,626.8円)	3,510円 (税込価格 3,790.8円)		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,626.8円)	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,210円 (税込価格 3,466.8円)		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

新旧対照

旧

2 前項の場合において、その I P 通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2－5－1 (1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。
ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

品目及び細目	適 用 期 間		料 金 額	
メニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5－1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3	1	その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円	
	2	1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合 3,960 円 (税込価格 4,276.8 円)	
			料金表第 1 表の 1 (適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660 円 (税込価格 3,952.8 円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2－1 の適用を受けている場合	3,360 円 (税込価格 3,628.8 円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2－2 の適用を受けている場合	3,060 円 (税込価格 3,304.8 円)
3	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通	下記以外の場合 4,210 円 (税込価格 4,546.8 円)		

新

2 前項の場合において、その I P 通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2－5－1 (1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。
ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

品目及び細目	適 用 期 間		料 金 額	
メニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5－1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3	1	その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円	
	2	1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	3,960 円 (税込価格 4,276.8 円)	
3	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 25 か月後の料金月の末日まで	4,210 円 (税込価格 4,546.8 円)		

新旧対照

旧				新			
	信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	<u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合</u> <u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合</u> <u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合</u>	3,910円 (税込価格 4,222.8円) 3,610円 (税込価格 3,898.8円) 3,310円 (税込価格 3,574.8円)				
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円
	5 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	<u>下記以外の場合</u>	3,960円 (税込価格 4,276.8円)		5 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで		3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		<u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合</u>	3,660円 (税込価格 3,952.8円)				
		<u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合</u>	3,360円 (税込価格 3,628.8円)				
		<u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合</u>	3,060円 (税込価格 3,304.8円)				
	6 2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通	<u>下記以外の場合</u>	4,110円 (税込価格 4,438.8円)		6 2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで		4,110円 (税込価格 4,438.8円)

新旧対照

旧				新
	信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	<u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合</u>	3,810円 (税込価格 4,114.8円)	
		<u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合</u>	3,510円 (税込価格 3,790.8円)	
		<u>同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合</u>	3,210円 (税込価格 3,466.8円)	
3 ～ (略) 5 第4条 ～ (略) 第9条				3 ～ (略) 5 第4条 ～ (略) 第9条
附 則 (平成24年9月14日西企営第93号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成24年9月18日から実施します。 (経過措置) 第2条 (略) 第3条 平成24年9月18日から平成24年9月30日までの間にメニュー5-1の1Gb/sのプラン3 (その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合 (平成24年10月1日以降に提供を開始した場合に限り、)は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年3月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1 (適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。				附 則 (平成24年9月14日西企営第93号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成24年9月18日から実施します。 (経過措置) 第2条 (略) 第3条 平成24年9月18日から平成24年9月30日までの間にメニュー5-1の1Gb/sのプラン3 (その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合 (平成24年10月1日以降に提供を開始した場合に限り、)は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年3月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1 (適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。
1 契約者回線ごとに月額				1 契約者回線ごとに月額

新旧対照

旧				新			
品目及び細目	区 分	料 金 額		品目及び細目	料 金 額	左欄以外の期間	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間			提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の 1 Gb/sのプラン３	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)	メニュー５－１の1 Gb/sのプラン３	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)	
	料金表第１表の１(適用) の(21)欄に規定する複数 回線同時利用プラン１の 適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)				
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン２－１の 適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)				
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン２－２の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)				

２ 前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１ 契約者回線ごとに月額

品目及び細目	適 用 期 間		料 金 額
メニュー５－１の 1 Gb/sのプラン３	１	そのＩＰ通信網サービスの提供 開始日から起算して２か月間	０円
	２	１ 欄の適用 期間が満了す る日の翌日か らそのＩＰ通	3,960円 (税込価格 4,276.8円)

２ 前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１ 契約者回線ごとに月額

品目及び細目	適 用 期 間		料 金 額
メニュー５－１の 100Mb/sのプラン ４若しくはプラン ５－１、200Mb/s 若しくは1 Gb/sの プラン３	１	そのＩＰ通信網サービスの提供 開始日から起算して２か月間	０円
	２	１ 欄の適用期間が満了する日の 翌日からそのＩＰ通信網サービスの 提供開始日を含む料金月の13か 月後の料金月の末日まで	3,960円 (税込価格 4,276.8円)

新旧対照

旧				新			
3 (略) 第4条 ～ (略) 第15条	信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	料金表第1表の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3 (略) 第4条 ～ (略) 第15条			
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)				
	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)		3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円 (税込価格 4,546.8円)	
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)				
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)				

新旧対照

旧

新

附 則（平成24年9月28日西企第97号）
（実施期日）
第1条 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
（経過措置）
第2条 （略）
第3条 （略）
第4条 平成24年10月1日から平成24年11月30日までの間にメニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5－1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3（その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年3月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。

区 分	料 金 額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
料金表第1表の1（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
同欄に規定する複数回線同時利用プラン2－2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)

附 則（平成24年9月28日西企第97号）
（実施期日）
第1条 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
（経過措置）
第2条 （略）
第3条 （略）
第4条 平成24年10月1日から平成24年11月30日までの間にメニュー5－1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5－1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3（その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2－5－1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年3月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。

料 金 額	
提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)

新旧対照

旧		新	
2 前項の場合において、その I P 通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2－5－1 (1) に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成 25 年 3 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。		2 前項の場合において、その I P 通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2－5－1 (1) に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成 25 年 3 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。	
適用期間	料金額	適用期間	料金額
1 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円	1 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円
2 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	2 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	3,960 円 (税込価格 4,276.8 円)
	料金表第 1 表の 1 (適用) の (21) 欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合		
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2－1 の適用を受けている場合		
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2－2 の適用を受けている場合		
3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 25 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 25 か月後の料金月の末日まで	4,210 円 (税込価格 4,546.8 円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合		

新旧対照

旧			新		
	<u>同欄に規定する複数回線 同時利用プラン２－１の 適用を受けている場合</u>	<u>3,610円 (税込価格 3,898.8円)</u>			
	<u>同欄に規定する複数回線 同時利用プラン２－２の 適用を受けている場合</u>	<u>3,310円 (税込価格 3,574.8円)</u>			
3 ～ (略) 5 第5条 ～ (略) 第11条			3 ～ (略) 5 第5条 ～ (略) 第11条		
附 則（令和６年10月25日企管第155500000469号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、令和６年11月１日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～ (略) 第4条 第5条 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線とみなして取り扱います。</u>			附 則（令和６年10月25日企管第155500000469号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、令和６年11月１日から実施します。 （経過措置） 第2条 ～ (略) 第4条 第5条 削除		
	<u>料金表第１表第１類第１の１（適用） (21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用 (グループ割)</u>	<u>附則別表３に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用 (グループ割)</u>			
第6条 ～ (略) 第8条			第6条 ～ (略) 第8条		

新旧対照

旧	新
附則別表１ 新規申込を終了した長期継続利用申出に係る利用料金の適用 (フレッツ・あっと割引) ア 当社は、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からの、(ア)の左欄に規定する期間の継続利用（以下この表のアからクにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出により、その期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、<u>附則別表３の適用による場合は、適用した後の利用料金</u>とします。）にあつては、次表の右欄に規定する額を減額して適用します。 (ア) (略) イ ～ ク (略) (光もっと²割) ケ メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）又はメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込み又は品目若しくは細目の変更（当社が別に定める電気通信サービスの契約者と同一の者からのものであって、契約者回線の終端の場所が当該電気通信サービスの提供区域と同一の提供区域内の場合に限ります。）と同時に、(ア)に規定する期間の継続利用（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があつた場合には、その期間（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、<u>附則別表３の適用による場合は、適用した後の利用料金</u>とします。）について、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。 ただし、長期継続利用期間中に当社が別に定めるものの適用があつた場合は、その適用期間中においては、この限りではありません。 (ア) (略) (イ) (略) コ ～ (略) ソ	附則別表１ 新規申込を終了した長期継続利用申出に係る利用料金の適用 (フレッツ・あっと割引) ア 当社は、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からの、(ア)の左欄に規定する期間の継続利用（以下この表のアからクにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出により、その期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、<u>す。</u>）にあつては、次表の右欄に規定する額を減額して適用します。 (ア) (略) イ ～ ク (略) (光もっと²割) ケ メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）又はメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込み又は品目若しくは細目の変更（当社が別に定める電気通信サービスの契約者と同一の者からのものであって、契約者回線の終端の場所が当該電気通信サービスの提供区域と同一の提供区域内の場合に限ります。）と同時に、(ア)に規定する期間の継続利用（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があつた場合には、その期間（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、<u>す。</u>）について、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。 ただし、長期継続利用期間中に当社が別に定めるものの適用があつた場合は、その適用期間中においては、この限りではありません。 (ア) (略) (イ) (略) コ ～ (略) ソ

新旧対照

旧	新
(光はじめ割) タ メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているもの及び光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）又はメニュー５－２（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、(ア)に規定する期間の継続利用（以下この表のタからニにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この表のタからニにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、<u>附則別表３の適用による場合は、適用した後の利用料金</u>とします。）について、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。 ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和７年２月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。 (ア) (略) (イ) (略) チ ～ (略) ニ	(光はじめ割) タ メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているもの及び光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）又はメニュー５－２（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、(ア)に規定する期間の継続利用（以下この表のタからニにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この表のタからニにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。 ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和７年２月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。 (ア) (略) (イ) (略) チ ～ (略) ニ

附則別表３ 新規申込を終了した複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用（グループ割）

<u>ア 当社は、同時利用契約者回線グループ（２又は３の契約者回線（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）又はメニュー５－２に係るものであって、その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であるもののうち、その契約者の名義が個人であるものに限ります。）からなるグループをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する１の契約者回線の代表ＩＰ通信網契約者（その同時利用契約者回線グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者の同意に基づき、その同時利用契約者回線グループの設定、変更又は廃止の請求を代表して行う者をいいます。以下この欄において同じとします。）から、(ア)に規定する複数の契約者回線の同時利用（以下「複数回線同時利用」といいます。以下この欄において同じとします。）の申出があった場合には、その同時利用契約者回線グループに属する契約者回線について、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限ります。）にあつては、(イ)の右欄に規定する額</u>

新旧対照

旧

新

を減額して適用します。

(ア) 複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分

区 分		内 容
複数回線同時利用 プラン1	複数回線同時利用 プラン1-1	2の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、契約者回線毎に(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
	複数回線同時利用 プラン1-2	3の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、契約者回線毎に(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
複数回線同時利用 プラン2	複数回線同時利用 プラン2-1	2の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線（代表IP通信網契約者に係る契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）に限り、(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
	複数回線同時利用 プラン2-2	3の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線に限り、(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの

(イ) メニュー5-1の 100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン3又はメニュー5-2のものに係る複数回線同時利用申出の場合の利用料の減額

区 分	単 位	利用料（基本料）の減額 （月額）
複数回線同時利用 プラン1	1 契約者回線ごとに	300 円 (税込価格 330円)
複数回線同時利用 プラン2-1	1 代表契約者回線ごとに	600 円 (税込価格 660円)
複数回線同時利用 プラン2-2	1 代表契約者回線ごとに	900 円 (税込価格 990円)

イ 当社は、1 料金月における複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分

新旧対照

旧	新
については、その料金月の末日にて適用しているプランを適用することとし、そのプランを適用する期間については、その同時利用契約者回線グループにおいて、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている期間とします。 ウ 1の同時利用契約者回線グループにおいて、代表IP通信網契約者を変更する場合は、その同時利用契約者回線グループに係るすべてのIP通信網契約者の同意に基づくものとします。 エ 複数回線同時利用プラン1-2又はプラン2-2に係る同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線以外の1の契約者回線における複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の廃止があった場合は、当社はそのグループに係る代表IP通信網契約者からそれぞれ複数回線同時利用プラン1-1又はプラン2-1への変更の請求があったものとみなして取り扱います。 オ 当社は、1の同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線が廃止となった場合は、その同時利用契約者回線グループを廃止します。 カ 当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線に係るIP通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、その契約者回線への複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。 キ 当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線に係るIP通信網契約者の地位の承継があった旨の届出があった場合は、その契約者回線への複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。 ク 当社は、複数回線同時利用の廃止があった日を含む料金月の利用料については、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を行いません。 ただし、複数回線同時利用の廃止があった料金月において、その廃止があった日の前日までにメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3のもの又はメニュー5-2への品目又は細目の変更があった場合は、その品目又は細目の変更があった日の前日までの間、複数回線同時利用申出に係る利用料金を適用します。 ケ 当社は、メニュー5-1の1Gb/sのプラン2への品目又は細目の変更があった場合は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。 コ 1の契約者回線につき属することが可能な同時利用契約者回線グループの数は1に限ります。 サ 当社は、同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の数が1となった場合は、その同時利用契約者回線グループを廃止します。 シ 当社は、複数回線同時利用プラン2-2への変更の申出があった場合（同一料金月において、プラン1-2からプラン2-2への変更のみがあった場合を除きます。）は、変更の申出のあった日を含む料金月の翌料金月から複数回線同時利用プラン2-2の適用を開始します。 ス 当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分の変更（複数回線同時利用プラン1-2からプラン1-1への変更及びプラン2-2からプラン2-1への変更を除きます。）の申出があった料金月において、その変更の前にメニ	

新旧対照

旧	新
<u>ユー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のもの又はメニュー５－２への品目又は細目の変更があった場合は、変更の申出のあった日を含む料金月の翌料金月から変更後の複数回線同時利用プランの適用を開始します。</u> <u>セ　ＩＰ通信網契約者は、複数回線同時利用プラン１－１から１－２への変更、１－１から２－２への変更、プラン２－１からプラン２－２への変更、及びプラン２－１から１－２への変更の申出を行うことはできません。</u> <u>ソ　この複数回線同時利用に係る利用料金の適用は、令和７年４月１日以降については適用しません。</u>	附　則（令和７年３月25日企営第155500000599号） （実施期日） １　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。 （複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の終了） ２　当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用（グループ割）を終了することとします。 （経過措置） ３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） ４　改正前のこの約款の附則中、この附則第２項の規定により終了する利用料金の適用に関する各規定を削除します。